

緊急事態宣言発令に伴う当社業務運営についてのお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大を受け、1月7日に政府より1都3県（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）を対象に緊急事態宣言が再発令されました。

これに伴い、2021年1月8日（金）～2月7日（日）まで、以下のとおりの業務運営体制とさせていただきます。

《東京本社》

出社人員を2割程度に抑えて業務を運営いたします。
東京本社へ電話した際は東金本店へ転送されます。

《東金本店》

通常通りの運営体制となります。
東金本店：0475-50-2240（10時～17時）
※お昼の時間帯は電話が集中して繋がりにくい場合がございます。

《大阪営業所》

通常通りの運営体制となります。
※今後感染状況により業務運営体制を変更する場合がございます。

◆なお、ご契約者さま向け各種安心サービスは、引き続き年中無休で24時間対応しております◆

事故受付サービス：0120-492-585（24時間受付）

※担当者が在宅勤務の場合がございますが、電話の受電態勢は維持しております。お問合せ等へのご回答が翌営業日になる場合がございますので、予めご了承ください。

生活安心QQサービス：0120-307-255（24時間受付）

※通常よりも少ない人員で対応させていただくため、一時的に電話が繋がりにくい場合がございます。予めご了承ください。

今後も、感染防止を最優先で配慮し対応してまいります。ご不便をおかけ致しますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上